

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 7 号

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級に該当する障害を有するもの
第 2 条第 3 項を次のように改める。

- 3 この条例において「対象者」とは、本市の区域内に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者又は組合員である重度心身障害者（本市の区域内に設置されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設若しくは同条第 1 7 項に規定する共同生活援助を行う住居、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 2 条の 3 に規定する施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 1 4 年法律第 1 6 7 号）第 1 1 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設若しくは同条第 2 5 項に規定する介護保険施設、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホーム、職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 1 5 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 7 8 条の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎（以下「社会福祉施設等」と総称する。）に収容され、又は入所している者で、当該社会福祉施設等に収容され、又は入所したため、他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移した者を除くものとし、他の市町村の区域内に設置されている社会福祉施設等に収容され、又は入所している者で、当該社

会福祉施設等に収容され、又は入所したため、本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移した者は、なお本市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、重度心身障害者に保護者がある場合において、その保護者が他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したとき又はその保護者が本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したときは、この限りでない。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者は除く。

第3条第1項中「保険給付等」の次に「（第2条第1項第4号に該当する者にあつては入院に係るものを除く。）」を加える。

第8条を第12条とする。

第7条中「第4条第3項」を「第8条第1項」に改め、同条を第11条とし、第6条を第10条とする。

第5条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 受給資格者が前条第2項の規定による保険給付等を受け、審査集計機関（保険給付等に係る一部負担金の審査及びデータの入力を行う機関をいう。）から当該保険給付等に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が市長に通知されたときは、市長は、その内容を審査の上、助成金の額を決定し、受給資格者に支払うものとする。

第5条を第9条とし、同条の前に次の3条を加える。

（受給資格者証の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定による認定を行ったときは、受給資格者に対して、重度心身障害者医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

（受給資格者証の提示）

第7条 受給資格者は、対象者が保険医療機関等による診療を受けるときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給資格者証を提示しなければならない。

（助成金の申請等）

第8条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して6箇月以内に市長に申請しなければならない。ただし、1年以内の期間に限り、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が前条の規定により、鹿児島県内の保険医療機関等で保険給付等を受けたときは、前項の規定による申請は要しないものとする。

- 3 対象者が死亡し、又はその他の理由により第1項の申請又は第5条第2項の届出をすることができないときは、保護者又は遺族（以下「遺族等」という。）が申請をし、又は届出をするものとする。

4 前項に規定する遺族等の範囲及び順位は、規則で定める。

第4条第1項中「第4項」を「第8条第3項」に改め、同条中第3項から第5項までを削り、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(助成の制限)

第4条 重度心身障害者の前年の所得（1月から9月までの間に受けた医療に係る助成金については、前々年の所得とする。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に定める額を超えるとき、又は現にその重度心身障害者と生計を同じくするその重度心身障害者の配偶者若しくはその重度心身障害者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）のうちいずれかの者の前年の所得が、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得は、施行令第4条に定める所得とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。ただし、新条例第2条第1項第4号に規定する者については、受給資格者証の交付を受けた日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

(準備行為)

3 新条例第5条第1項の規定による受給資格の認定及び当該認定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。